

山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県内の空き家を地域の課題解決や地域の活性化等に資する用途に供する施設として活用する官民連携の取り組みを促進するため、空き家の所有者が当該空き家を活用するための工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 空き家 山梨県内に存する建築物であって現に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのないものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 二 認定事業 やまなし創生官民連携空き家活用事業認定要綱（以下「認定要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、知事が認定した事業をいう。
- 三 認定事業者 認定要綱第5条第1項の規定による通知を受けた者をいう。
- 四 地域活性化等施設 地域の課題解決や地域の活性化等に資する宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設その他の認定事業を実施するための施設をいう。
- 五 補助事業 第11条の規定による通知を受けた者が、所有する空き家又はその一部を地域活性化等施設に改修する事業をいう。
- 六 補助事業者 第11条の規定による通知を受けた者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 二 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）に現に着手していないこと。
- 三 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受け、又は現に補助金の交付の申請をしている補助対象空き家と同一の敷地、隣接の敷地その他これらに類する敷地の上に存し、かつ、当該補助対象空き家と管理運営を一体的に行うものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、自己が所有する補助対象空き家を補助事業により地域活性化等施設に整備して認定事業者に賃貸等提供する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- 一 第10条の交付の申請時において、県税に滞納がある者
- 二 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者
- 三 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号及び第5号において同じ。）
- 四 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

（関係権利者の同意等）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）と認定事業者の間には、当該申請に係る空き家について、申請者が補助事業により地域活性化等施設に整備すること及び認定事業者が当該地域活性化等施設を賃借等して認定事業を実施することに関し、あらかじめ、合意がなければならない。

2 申請者は、申請者以外に当該申請に係る空き家について所有者があるときは、補助事業の実施及び当該補助事業により地域活性化等施設に整備して認定事業者に賃貸等提供することに関し、あらかじめ、当該所有者の承諾を得なければならない。

（地域への説明等）

第6条 申請者は、補助事業により整備する予定の地域活性化等施設において行う認定事業の内容について、あらかじめ、地域に説明を行い、その状況を知事に報告しなければならない。

2 申請者は、前項の説明に関し、前条第1項の規定により合意した認定事業者（以下「合意済認定事業者」という。）に協力を求めることができる。

（地域活性化等計画書の提出）

第7条 申請者は、合意済認定事業者と協力し、補助事業により整備する予定の地域活性化等施設において行う認定事業の内容を記載した計画書（以下「地域活性化等計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 地域活性化等計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 認定事業の概要

- 二 認定事業の実施期間（補助事業の完了後（地域活性化等施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年以上の期間とすること）
- 三 認定事業に係る地域コミュニティ維持・再生に資する取り組みに関すること
- 四 認定事業の実施により期待される効果
- 五 地域活性化等施設の管理・運営に関すること
- 六 前各号に掲げるもののほか、地域活性化等施設の用途に応じて知事が必要と認める事項

（補助対象工事）

第8条 補助対象工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 屋根又は外壁等の外装の改修工事
- 二 壁又は床の仕上げ等の内装の改修工事
- 三 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事
- 四 給排水、電気又はガス設備の改修工事
- 五 窓又は扉等の建具の改修工事
- 六 建築物の耐震性を向上させる工事
- 七 地域活性化等施設として活用する上で必要となる造作工事
- 八 建築物に附属する門又は塀の改修工事
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第9条 補助対象経費は、補助対象工事に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものに係る経費並びに消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

- 一 家具、電化製品、暖房器具及び照明器具等の備品（壁、床又は天井と一体となるものを除く。）に係るもの
- 二 家財の撤去及び処分に係るもの
- 三 この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体から補助対象工事に係る補助を受ける場合にあつては、当該補助対象工事に要する経費

2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、2,500千円を超える場合にあつては、2,500千円を上限とする。ただし、地域活性化等施設のうち、感染症に対して強靱な社会・経済の形成に向け、移住や二拠点居住の推進、関係人口の創出など東京一極集中の是正に繋がるものとして知事が認めるものの補助金の額にあつては、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、5,000千円を超える場合にあつては、5,000千円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第10条 申請者は、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 地域活性化等計画書(様式第1号の2)
- 二 収支予算書(様式第1号の3)
- 三 実施計画書(様式第1号の4)
- 四 事業費内訳表(様式第1号の5)
- 五 補助対象経費に係る見積書の写し
- 六 建物図面等(付近見取図、配置図、改修前後の各階平面図、その他補助対象工事の内容が確認できる図書)
- 七 申請に係る空き家の所有者が確認できる書類(土地、建物の登記事項証明書等)
- 八 申請に係る空き家の現況写真
- 九 納税証明書(県税に未納がない証明(個人県民税、地方消費税を除く))
- 十 誓約書(様式第1号の6)
- 十一 第5条第1項の規定による合意を確認できる書類
- 十二 第5条第2項の規定による承諾を確認できる書類
- 十三 第6条第1項の規定による説明の状況に関する報告書(様式第1号の7)
- 十四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行い、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第12条 知事は、補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付を決定した補助金の額に変更のない場合を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業内容等の変更)

- 第13条 前条第一号の規定による承認を受けようとする者は、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金事業変更承認申請書(様式第3号)に第10条各号に掲げる書類(変更に係る部分に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付の変更の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付を変更すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定の変更を行い、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により補助金の交付の変更を申請した者に通知するものとする。
- 3 前条第二号の規定による承認を受けようとする者は、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、支障がないと認めるときは、補助事業の中止又は廃止を承認し、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業の中止又は廃止を申請した者に通知するものとする。
- 5 前条第三号の規定による報告を行う者は、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金補助事業未完了報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第14条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じ、補助事業の遂行状況を報告させることができる。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第12条第二号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の成果を記載した山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金実績報告書(様式第9号)に知事が必要と認める書類を添えて、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日までに知事に報告しなければならない。
- 一 収支決算書(様式第8号の2)
 - 二 実施報告書(様式第8号の3)
 - 三 工事請負契約書の写し

- 四 補助対象経費に係る請求書の写し及び領収書の写し
- 五 補助事業の完了写真（補助対象工事の着手前と完了後の比較ができるもの）
- 六 認定事業者が地域活性化等施設を賃貸等提供する旨が確認できる書類
- 七 その他知事が必要と認める書類

（額の確定）

第16条 知事は、前条の規定により補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第17条 この補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（補助事業完了後の状況報告）

第18条 補助事業者は、補助事業の完了後10年間、当該補助事業が完了した翌年度から毎年度、地域活性化等計画書に記載された認定事業の実施状況について、認定事業実施状況定期報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に関し、合意済認定事業者に協力を求めることができる。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び重要な器具（以下「取得財産等」という。）については、当該補助事業の完了後10年を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第20条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した年度の翌年度か

ら起算して10年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。